

答申第5号

「医療保護入院者の入院届等に関する保有個人情報部分開示決定に係る異議申立てに対する決定」についての答申

栃木県個人情報保護審議会

第1 審議会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が、「平成 年 月 日の医療保護入院者の入院届（以下「本件入院届」という。）」、「平成 年 月 日の医療保護入院者の退院届（以下「本件退院届」という。）」及び「精神入院システム本人台帳の精神入院台帳（以下「本件入院台帳」という。）」について、部分開示決定により非開示とした部分のうち、次の部分は開示すべきであるが、その他の部分については、妥当である。

- ・ 本件入院届の非開示部分のうち、入院を必要と認めた精神保健指定医（以下「指定医」という。）氏名
- ・ 本件入院台帳の非開示部分

第2 諮問事案の概要

1 保有個人情報開示請求書の提出

異議申立人は、実施機関に対し、平成21年3月6日付けで栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、「異議申立人の氏名の記載のある文書の中で平成5年1月から平成20年12月の間の栃木県南健康福祉センター管内で保有する一切の文書（栃木県栃木健康福祉センター管内は除く）」について、開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 本件開示請求に対する知事の処分

実施機関は、本件開示請求に対する保有個人情報について、「精神障害者保健福祉手帳申請書及び添付書類」、「福祉手帳システム本人台帳」、「自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書及び添付書類」、「精神通院システム本人台帳」、「あなたからの公文書開示請求書及び公文書非開示決定通知書」及び「本件入院届、本件退院届及び本件入院台帳」に記録された異議申立人に係る情報と特定の上、 から については全部開示決定、 については部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。（ から については平成21年3月23日付け南健福第941号、 については平成21年3月23日付け南健福第943号により通知（以下「本件処分通知」という。）

3 異議申立書の提出

異議申立人から、本件処分を取り消し、全部開示決定を求める旨の異議申立書が平成21年4月13日付けで、提出された。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立人は、本件処分を取り消し、全部開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書及び反論書（審議会としては、実施機関の開示決定等理由説明書（以下「説明書」という。）に対する意見提出を求めたが、異議申立人からは、反論書及び反論書(2)として提出された。）における主張を要約すると、概ね(1)から(9)のとおりである。

また、異議申立人は、実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第28条の規定に基づき複数の物件の提出要求申立書を提出したが、当該物件の提出要求申立書における主張を要約すると、概ね(10)のとおりである。

- (1) 実施機関が、本件処分通知の開示をしない部分及びその理由欄に記載した理由は、非開示とした理由には該当しない。よって非開示とした箇所は全て開示すべきである。
- (2) 本件入院届の病院管理者の印影は、条例第15条第2号ただし書イに該当する。したがって、条例第15条第3号を理由とする本件処分は違法である。
- (3) 本件入院届の生活歴及び現病歴の欄、<現在の精神症状><その他の重要な症状><問題行動等><現在の状態像>の欄並びに医療保護入院の必要性の欄（以下「生活歴及び現病歴の欄等」という。）は、条例第15条第2号ただし書ロに該当する。したがって、条例第15条第4号を理由とする本件処分は違法である。
- (4) 本件入院届の入院を必要と認めた指定医氏名は、条例第15条第2号ただし書イに該当する。したがって、条例第15条第2号を理由とする本件処分は違法である。
- (5) 本件退院届の病院管理者の印影は、条例第15条第2号ただし書イに該当する。したがって、条例第15条第4号（説明書では条例第15条第3号と記載されているが、ここでは、反論書記載のとおり条例第15条第4号と記載する。）を理由とする本件処分は違法である。
- (6) 本件退院届の主治医の氏名は、条例第15条第2号ただし書イに該当する。したがって、条例第15条第2号を理由とする本件処分は違法である。
- (7) 本件入院台帳の診断医氏名は、条例第15条第2号ただし書イに該当する。したがって、条例第15条第2号を理由とする本件処分は違法である。
- (8) 本件入院届の中の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第34条第1項の医療保護入院等のための移送の有無及び入院形態の医療保護入院の具体的事実の積明を求める。
- (9) 障害及び病に関する診断基準、症状、治療、使用する薬物につき弁明を求める。
- (10) 物件の提出要求申立書における主張
ア 平成 年 月 日に 病院に医療保護入院したが、その時の入院方法及び入院患者の状態を詳細に記載した文書を1通請求する。

- イ 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで 病院に医療保護入院したが、その間、当該病院において実施した医療検査の種類及び種目のリストを1通請求する。
- ウ 平成21年4月13日付けで、異議申立てを処分庁に提起した。諮問庁は栃木県個人情報保護審議会に諮問をした旨の通知を異議申立人に送達したのと同時に諮問庁は、栃木県個人情報保護審議会会長あてに仮題「異議申立に対する決定について（諮問）」を審議会に送付し、栃木県個人情報保護審議会は審議の結果を諮問庁に答申する。諮問庁は答申書に基づき、決定書を作成し、異議申立人に送達する。この一連の文書を1通請求する。
- エ 異議申立人の入院先である、 病院に医療保護入院者の入院として、平成 年 月 日に当病院に入院した。その時、保健所に提出した本件入院届及び本件退院届を1通請求する。
- オ 異議申立人の氏名の記載のある文書の中で平成5年1月1日から平成21年6月30日までの間において、栃木県保健福祉部、栃木県経営管理部文書学事課、栃木県南健康福祉センター健康福祉課精神保健福祉担当（「保有個人情報開示決定通知書」南健福第941号は除く。）、栃木県精神保健福祉センター、栃木県警察本部、社会保険庁、 株式会社、 病院、 病院、 病院及び 医院で保有する一切の文書を各1通請求する。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書及び意見聴取における主張を要約すると、概ね次のとおりである。

1 異議申立ての対象保有個人情報について

本件異議申立ての対象となる保有個人情報は、「本件入院届」、「本件退院届」及び「本件入院台帳」に記録された保有個人情報である。

本件入院届には、病名、生活歴及び現病歴、入院時の精神症状等医療保護入院の必要性等について、また、本件退院届には、病名、退院後の処置、訪問指導等に関する意見等について、本件入院台帳には、住所、氏名、保護者名等について記録されている。

2 本件処分の内容

次の各文書に記録された各情報を非開示とする部分開示決定を行った。

(1) 本件入院届

ア 病院管理者の印影

条例第15条第3号に該当し、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

イ 生活歴及び現病歴の欄等

条例第15条第4号に該当し、開示することにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

ウ 入院を必要と認めた指定医氏名

条例第15条第2号に該当し、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該個人の権利利益を害するおそれがある。

(2) 本件退院届

ア 病院管理者の印影

条例第15条第3号に該当し、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

イ 主治医氏名

条例第15条第2号に該当し、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該個人の権利利益を害するおそれがある。

(3) 本件入院台帳

診断医氏名

条例第15条第2号に該当し、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該個人の権利利益を害するおそれがある。

3 本件処分の理由

(1) 非開示部分に記録された内容

本件入院届の非開示部分には、陳述者から聴取した生活歴及び現病歴、推定発病年月日等及び指定医による診断の結果、医療保護入院の必要性並びに指定医氏名が記録されている。

また、本件退院届の非開示部分には、主治医氏名が、本件入院台帳には、診断医氏名が記録されている。

(2) 非開示情報該当性について

ア 医療保護入院について

一般的な医療は本人の同意が前提である。

一方、医療保護入院は、法第33条第1項の規定に基づく入院であり、精神科病院の管理者は指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要があると認められた者を保護者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができるものである。このため指定医等の診断根拠となった認識と異議申立人の認識との間で相違が生じることがある。

イ 本件入院届について

病院管理者の印影については、これを開示することとなると、押印した者の意に反して使用されるおそれが否定できず、これに伴い、当該医療法人等の権利利益を侵害するおそれがあるものと認められる。

次に、生活歴及び現病歴の欄等については、これらに記載の情報を開示した場合は、診断を行った指定医や診断に当たり必要な情報を提供した第三者と異議申立人との間で遺恨を抱くなど無用な争いが生じることが予想され、異議申立人の病状に悪影響を与えるほか、今後の異議申立人への適切な医療の提供に著しい支障が生じるおそれがある。さらに、診断の結果等は、医療保護入院の要否の判断をする上で、極めて重要なものであり、正確かつ詳細な記載が求められるところであるが、無用な争いが生じることにより、記載内容が形骸化、簡略化すること

も懸念される。

以上のことから精神障害者の医療及び保護を目的とした医療保護入院制度の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。

次に、指定医氏名については、3(2)ア及び前述のとおり、開示することによる無用な争いが予想されるほか、内容等を一方的に追及するなど指定医の日常生活に影響を及ぼすような行為がなされ、当該個人の権利利益を害するおそれがある。

以上のことから、対象個人情報について、条例第15条第2号、第3号及び第4号に該当するものと認められる。

ウ 本件退院届について

病院管理者の印影については、本件入院届同様これを開示することとなると、押印した者の意に反して使用されるおそれが否定できず、これに伴い、当該医療法人等の権利利益を侵害するおそれがあるものと認められる。

また、主治医氏名についても、指定医の場合と同様、開示することによる無用な争いが予想されるほか、内容等を一方的に追及するなど主治医の日常生活に影響を及ぼすような行為がなされ、当該個人の権利利益を害するおそれがある。

以上のことから、対象個人情報について、条例第15条第2号及び第3号に該当するものと認められる。

エ 本件入院台帳について

診断医氏名についても、指定医の場合と同様、開示することによる無用な争いが予想されるほか、内容等を一方的に追及するなど診断医の日常生活に影響を及ぼすような行為がなされ、当該個人の権利利益を害するおそれがある。

以上のことから、対象個人情報について、条例第15条第2号に該当するものと認められる。

なお、診断医氏名は、入院を必要と認めた指定医の氏名を記載している。

オ 法第33条の3について

法第33条の3は、精神科病院の管理者は、医療保護入院の措置を採る場合においては、当該精神障害者に対し、当該入院措置を採る旨、退院等の請求に関する事その他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならないと規定しており、本県では、「入院（医療保護入院）に際してのお知らせ」により、病院名、管理者氏名、指定医・特定医師氏名、主治医氏名等を記載することとされており、通常は、医療保護入院者の入院届及び医療保護入院者の退院届に記載されている指定医及び主治医と同一人物が記載されていることが多いが、診察等を複数の指定医が行った場合には、医療保護入院者の入院届にはA指定医、「入院（医療保護入院）に際してのお知らせ」にはB指定医を記載することも考えられる。また、主治医については、入院後変更が行われる場合もあり、医療保護入院者の退院届と「入院（医療保護入院）に際してのお知らせ」の主治医が一致しないこともある。

第5 審議会の判断理由

1 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的に制定されたものであり、保有個人情報の開示請求については、原則開示の基本理念の下に解釈、運用されなければならない。

当審議会は、この基本的な考え方に立って本件諮問事案を調査審議し、県民等の保有個人情報の開示を求める権利が十分尊重されるよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 対象保有個人情報

異議申立人は、本件処分において非開示とされた保有個人情報について、全部開示を求めているが、本件異議申立ての対象となる保有個人情報は、本件入院届に記録されている病院管理者の印影、生活歴及び現病歴の欄等並びに入院を必要と認めた指定医氏名、本件退院届に記録されている病院管理者の印影及び主治医氏名並びに本件入院台帳に記録されている診断医氏名である。

3 医療保護入院について

医療保護入院は、法第33条第1項の規定に基づく入院であり、精神科病院の管理者は指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要があると認めた者を保護者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができるものである。また、同条第7項は、精神科病院の管理者は、医療保護入院の措置を採ったときは、10日以内に、精神障害者の症状その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならないとしている。さらに法第33条の2は、精神科病院の管理者は、医療保護入院の措置により入院した者を退院させたときは、10日以内に、その旨及び厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならないとしている。

4 具体的な判断

(1) 条例第15条第2号の該当性について

ア 条例第15条第2号では、開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示請求者以外の特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものは、同号ただし書イ、ロ又はハに掲げる情報を除き非開示とすることを定めている。

当審議会において、本件入院届、本件退院届及び本件入院台帳を見分したところ、異議申立人以外の個人である入院を必要と認めた指定医氏名、主治医氏名及び診断医氏名が記録されており、条例第15条第2号本文に規定する情報であるこ

とは明らかであることから、同号ただし書の該当性について検討する。

イ 条例第15条第2号ただし書イでは、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報については、非開示としないこととしている。

法第33条の3は、精神科病院の管理者は、医療保護入院の措置を採る場合においては、当該精神障害者に対し、当該入院措置を採る旨、退院等の請求に関することその他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならないと規定しており、国はその様式を精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について（平成12年3月30日障精第22号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知。以下「国通知」という。）において示し、また、本県では、国通知に基づき、法関係事務処理要領（以下「県要領」という。）に国と同様の様式を定めている。そして、これらの様式には、病院名、管理者氏名、指定医・特定医師氏名、主治医氏名等の記載欄が設けられている。

しかし、国通知及び県要領では、これらの様式に準ずる書面により告知事項を知らせることとしているときは、当該様式によらないことができるとの記載もあることから、これらの通知及び要領をもって、法令では告知事項とされていない指定医・特定医師氏名及び主治医氏名が条例第15条第2号ただし書イに該当するとは言い切れない。

ウ このため、当審議会は、異議申立人が医療保護入院した 病院（以下「異議申立人が入院した精神科病院」という。）における法第33条の3の告知の取扱いについて調査した。

その結果、異議申立人が入院した精神科病院では、医療保護入院者に対し、県要領で定めている様式にて告知を行っており、指定医氏名については、県要領で定めている様式において告知する指定医氏名と医療保護入院者の入院届に記載する指定医氏名は一致していることが確認できた。また、主治医氏名については、入院中に変更される場合もあるため、県要領で定めている様式において告知する主治医氏名と医療保護入院者の退院届に記載する主治医氏名が異なる場合があることも確認できた。

エ 以上のことから、異議申立人が入院した精神科病院では、医療保護入院者に対し、県要領で定めている様式に基づき指定医氏名を告知しており、かつ、当該指定医は、本件入院届に記載されている入院を必要と認めた指定医氏名と一致する以上、本件入院届に記載されている入院を必要と認めた指定医氏名は、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるため、条例第15条第2号ただし書イに該当すると判断する。また、本件入院台帳に記載されている診断医氏名についても、実施機関の説明では、入院を必要と認めた指定医氏名を記載することとしている以上、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるため、条例第15条第2号ただし書イに該当すると判断する。

一方、主治医氏名については、異議申立人が入院した精神科病院では、県要領で定めている様式において告知する主治医氏名と医療保護入院者の退院届に記載

する主治医氏名が異なる場合があるため、条例第15条第2号ただし書イには該当せず、さらに、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しないため、同号ただし書に該当しないと判断する。

(2) 条例第15条第3号の該当性について

条例第15条第3号では、法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人に関する情報であって、同号イ又はロに掲げるものについては、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除き、非開示とすることを定めており、同号イでは、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについて、非開示とすることを定めている。

本件入院届及び本件退院届に押印されている病院管理者の印影については、実施機関の説明のとおり、病院管理者の印影を開示することとなると、押印した者の意に反して使用されるおそれが否定できず、これに伴い、当該医療法人等の権利利益を侵害するおそれがあるものと認められることから、条例第15条第3号イに該当するものと判断する。

(3) 条例第15条第4号の該当性について

条例第15条第4号では、個人の指導、相談、選考、診断その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非開示とすることを定めている。

生活歴及び現病歴の欄等については、法第33条に基づき、専門的見地から行った診察の結果を記載したものであり、条例第15条第4号に規定する個人の指導、相談、選考、診断その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務に関する情報に該当する。

また、生活歴及び現病歴の欄等の記載内容については、記載等に関与した指定医や情報を提供した陳述者と医療保護入院の必要性等に関して必ずしも認識が一致しないであろう異議申立人との間で、開示請求等の一連の手続を契機として、新たに紛争が発生する可能性があり、さらに、指定医等に対し、記載内容の真偽や詳細等確かめるために、これらの者の日常生活に影響を及ぼすような追及がなされる可能性がある。

今後、このような事態の発生が想定されると、当該、生活歴及び現病歴の欄等の記載内容を消極化し、その結果、適切な診断や医療を行うことができなくなるなど、医療保護入院の適正な遂行に支障が生ずるおそれがあると認められ、条例第15条第4号に該当するものと判断する。

(4) その他

異議申立人が実施機関に対して求めた「第3 異議申立人の主張要旨」2(8)、(9)に記載の釈明及び弁明については、仮にこれらの内容を明確にしたとしても、「第1 審議会の結論」を左右するものではない。

また、「第3 異議申立人の主張要旨」2(10)に記載の要求についてであるが、仮に当該要求内容を当審議会が把握したとしても、釈明及び弁明と同様、「第1 審議会の結論」を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、当審議会は冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|--------------------------|-----------------------------------|
| 平成21年 4月27日 | ・ 諮問書（平成21年 4月22日付け）を受理 |
| 平成21年 5月22日 | ・ 諮問庁から説明書（平成21年 5月19日付け）を受理 |
| 平成21年 6月 5日 | ・ 異議申立人から反論書（平成21年 6月 1日付け）を受理 |
| 平成21年 6月15日 | ・ 異議申立人から反論書(2)（平成21年 6月11日付け）を受理 |
| 平成21年 7月 6日 （第30回審議会） | ・ 審議（経過等説明） |
| 平成21年 8月 3日 （第31回審議会） | ・ 実施機関の職員からの意見聴取 ・ 審議 |
| 平成21年 9月14日 （第32回審議会） | ・ 審議 |
| 平成21年11月18日 （第33回審議会） | ・ 審議 |

栃木県個人情報保護審議会委員名簿

(五十音順)

| 氏 名 | 職 業 | 備 考 |
|---------|----------------|---------|
| 相 田 美由紀 | 連合栃木女性委員会委員長 | |
| 青 木 楊 子 | 医師 | |
| 島 田 好 正 | 宇都宮海星女子学院高等学校長 | 会 長 |
| 塚 本 純 | 宇都宮大学教授 | 会長職務代理者 |
| 安 田 真 道 | 弁護士 | |